

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

◎・・・監理技術者・監理技術者補佐となり得る国家資格等
 ○・・・主任技術者となり得る国家資格等

■ 特定建設業指定7業種

資格区分		建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法 (技術検定)	1級建設機械施工管理技士 (旧 1級建設機械施工技士)	◎				◎							◎																	
	2級建設機械施工管理技士(第1種～第6種) (旧2級建設機械施工技士(第1種～第6種))	○				○							○																	
	1級土木施工管理技士	◎				◎	◎					◎	◎	◎			◎											◎		◎
	2級土木施工管理技士	種別 土木	○				○	○					○	○	○														○	◎
		種別 鋼構造物塗装																		○										
		種別 薬液注入					○																							
	1級建築施工管理技士	◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎
	2級建築施工管理技士	種別 建築	○																											◎
		種別 躯体			○	○							○	○	○															◎
		種別 仕上げ			○	○	○	○				○					○	○	○	○	○	○		○			○			◎
	1級電気工事施工管理技士								◎															◎						
	2級電気工事施工管理技士								○																					
	1級管工事施工管理技士								◎																					
	2級管工事施工管理技士								○																					
	1級電気通信工事施工管理技士																							◎						
2級電気通信工事施工管理技士																							○							
1級造園施工管理技士																								◎						
2級造園施工管理技士																								○						
建築士法 (建築士試験)	一級建築士		◎	◎			◎				◎	◎								◎										
	二級建築士		○	○			○				○									○										
	木造建築士			○																										
技術士法 (技術士試験)	建設(鋼構造及びコンクリートを除く)・総合技術監理「建設」(鋼構造及びコンクリートを除く)	◎				◎		◎					◎	◎										◎					◎	
	建設(鋼構造及びコンクリート)・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」	◎				◎		◎					◎	◎										◎					◎	
	農業「農業農村工学」・総合技術監理「農業-農業農村工学」	◎				◎																								
	電気電子・総合技術監理「電気電子」							◎															◎							
	機械(熱・動力エネルギー機器)「流体機器」を除く)・総合技術監理「機械」(熱・動力エネルギー機器、流体機器を除く)																						◎							
	機械(熱・動力エネルギー機器)又は「流体機器」・総合技術監理「機械-熱・動力エネルギー機器」又は「機械-流体機器」												◎										◎							
	上下水道(下水道)・総合技術監理「上下水道(下水道)」								◎																			◎		
	上下水道(上水道及び工業用水道)・総合技術監理「上下水道-上水道及び工業用水」												◎													◎	◎			
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産-水産土木」	◎				◎									◎															
	森林「林業・林産」・総合技術監理「森林-林業・林産」																								◎					
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林-森林土木」	◎				◎																			◎					
	衛生工学(建築物環境衛生管理)・総合技術監理「衛生工学(建築物環境衛生管理)」									◎																				
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学-水質管理」									◎																		◎		
衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理「衛生工学-廃棄物・資源循環」									◎																		◎	◎		
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士								○																					
	第2種電気工事士								○																					
電気事業法 (電気主任技術者国家試験等)	電気主任技術者(1種～3種)								○																					
電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)	電気通信主任技術者																						○							
電気通信事業法 (工事担任者)	工事担任者資格者証(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方)の交付を受けた者																						○							
	工事担任者資格者証(総合通信)の交付を受けた者																						○							

※◎の一次検定合格者(1級技士補)でかつ当該業種の主任技術者有資格者は監理技術者補佐になり得る

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

◎・・・監理技術者となり得る国家資格等
 ○・・・主任技術者となり得る国家資格等

 特定建設業指定7業種

資格区分	建設業の種類	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
その他	地すべり防止工事(注2)					○																		○									
	基礎ぐい工事(注3)					○																											
	建築設備士(注4)								○	○																							
	計装(注5)								○	○																							
	解体工事施工技士																															○	
基幹技能者(注6)	登録電気工事基幹技能者								○														○										
	登録橋梁基幹技能者					○																											
	登録造園基幹技能者																								○								
	登録コンクリート圧送基幹技能者					○																											
	登録防水基幹技能者																			○													
	登録トンネル基幹技能者					○																											
	登録建設塗装基幹技能者																			○													
	登録左官基幹技能者					○																											
	登録機械土工基幹技能者					○																											
	登録海上起重基幹技能者																																
	登録PC基幹技能者					○																											
	登録鉄筋基幹技能者																																
	登録圧接基幹技能者																																
	登録型枠基幹技能者					○																											
	登録配管基幹技能者										○																						
	登録蕨・土工基幹技能者					○																											
	登録切断穿孔基幹技能者					○																											
	登録内装仕上工事基幹技能者																																
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																																
	登録エクステリア基幹技能者					○	○					○																					
	登録建築板金基幹技能者						○																										
	登録外壁仕上基幹技能者					○																											
	登録ダクト基幹技能者											○																					
	登録保温保冷基幹技能者																																
	登録グラウト基幹技能者					○																											
	登録冷凍空調基幹技能者											○																					
	登録運動施設基幹技能者					○																											
	登録基礎工基幹技能者					○																											
	登録タイル張り基幹技能者											○																					
	登録標識・路面標示基幹技能者					○																											
	登録消火設備基幹技能者																																
	登録建築大工基幹技能者					○																											
	登録硝子工事基幹技能者																																
登録土工基幹技能者					○																												
登録ALC基幹技能者												○																					
登録ウレタン断熱基幹技能者																																	
登録発破・破砕基幹技能者					○																												
登録建築測量基幹技能者					○																												
登録解体基幹技能者																																	
登録圧入工基幹技能者					○																												
登録送電線工事基幹技能者					○				○																								
登録さく井基幹技能者																																	
登録あと施工アンカー基幹技能者					○																												

備考

- 資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。
- (注1) 技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。[登録解体工事講習とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。]
 - (注2) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
 - (注3) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。
 - (注4) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
 - (注5) 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
 - (注6) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。